

ID: 1925

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可
法令名称 根拠条文	文化財保護法 第125条第1項
法令番号	昭和25年法律第214号
【根拠条文】 (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。 【基準】 根拠条文及び政令第5条第4項第1号の規定による。 (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務) 第5条 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第115条第1項に規定する管理団体(以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。))内において行われる場合、第1号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。 (1) 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令 イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつ	

て、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築 ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。) ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。) ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。) チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却 ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第7項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第2項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日		令和5年4月1日	最終変更年月日
		令和6年4月1日	

ID: 1859

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	文化財保存活用支援団体の指定		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第192条の2第1項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
【根拠条文】 (文化財保存活用支援団体の指定) 第192条の2 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体(以下この節において「支援団体」という。)として指定することができる。 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日